

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	-	-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の目的及び業務実施に当たっての基本方針について具体的に記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。	-	-
2	業務の実施方法									-	-
	2.1	仕様書3(2)① フォトコンテスト実施要項の策定	仕様書の要件をふまえ、具体的な実施要項を提案し、詳細を記述すること。	必須	20	5	15	提案された作業方法や、フォトコンテスト実施要項が具体的で適切であること。	仕様書の実施要件が網羅されており、フォトコンテストの実施について、具体的に記載されており、実効性を兼ね備えているか。	-	-
	2.2	仕様書3(2)②③ ・フォトコンテストの専用ウェブページの制作・運営 ・広報活動	フォトコンテスト専用のウェブページの制作運営、広報活動について具体的な手法を提案し、詳細を記述すること	必須	15	5	10	提案されたフォトコンテスト専用のウェブページや広報活動が具体的で、適切であること、	提案された、フォトコンテスト専用のウェブサイトや広報活動について、独創的であり、実効性を兼ね備えていること。	-	-
	2.3	仕様書3(2)④⑤⑥ ・応募作品のデータ管理・審査 ・入賞候補作品、広報用素材の本人確認作業 ・入賞者、広報用素材撮影者への連絡	応募作品のデータ管理、入賞者、広報用素材確認、連絡についての留意すべき点を具体的な手法を提案し、詳細を記述すること。	必須	20	5	15	提案された応募作品のデータ管理、入賞者、広報用素材確認、連絡についての留意すべき点が具体的で適切であること。	提案された応募作品のデータ管理、入賞者、広報用素材確認、連絡について、情報の取り扱いなど、安全管理についても記載されており、実効性を兼ね備えていること。	-	-
	2.4	仕様書3(3)(4) ・入賞作品の展示パネル等の作成 ・入賞作品展示会の実施	入賞作品を展示するに当たり、展示パネルの作成、入賞作品展示会について、具体的な手法を提案し、詳細を記述すること。	必須	15	10	5	提案された内容が具体的で、適切なものであること。	提案された内容が具体的であり、業務目的を達成する上で実効性、独創性を兼ね備えていること。	-	-
	2.6	追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	10	-	10	-	提案された内容が具体的であり、業務目的を達成する上で有効性、独創性を兼ね備えていること。	-	-
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項、実施時期について、フロー図で示すこと。	必須	10	5	5	仕様書の内容に応じた業務実施計画表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があること。	-	-
4	業務の実施体制									-	-
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役割、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	5	20	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、提案者と再委託者の業務分担内容が明確に記載され、業務の根幹部分を提案者が実施する内容となっていること。	効率的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。	-	-
				任意	5	-	5	-	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。	-	-
	4.2	従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の過去5年以内に従事した類似業務(自然等を対象としたオンラインフォトコンテスト等の実施)の実績、本業務に関する能力の資料、資格等を明示すること。また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。(請負金額500万円以上の業務名と業務内容等)	任意	25	-	25	-	過去5年以内に従事した類似業務(自然等を対象としたオンラインフォトコンテスト等の実施)の実績があるか。ある場合を可(5点)とし、それ以上の件数や概要、従事者の能力等に応じて加点する。	-	-
				必須	5	5	-	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	-	-	-
5	組織の実績		過去5年以内に受注した類似業務(自然等を対象としたオンラインフォトコンテスト等の実施)の実績があれば、最大6件まで、それぞれの業務名、概要を記載すること。	必須	5	5	-	過去5年以内に受注した類似業務(自然等を対象としたオンラインフォトコンテスト等の実施)の業務実績があるか。(1件)	-	-	-
				任意	10	-	10	-	過去5年以内に受注した類似業務(自然等を対象としたオンラインフォトコンテスト等の実施)の業務実績が2件以上あるか。ある場合は2件目から1件につき2点とし、それ以上の件数や業務概要に応じて加点する(計5件まで)。 2点×件数	-	-

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5	-	本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。	-	
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和7年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	-	
8	中小企業等の賃上げの実施 事業年度(又は暦年)において賃上げの実施を表明した中小企業等		・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を2.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。		10	-	10	-	表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。	-	
技術点小計					200	55	145			加点合計	
価格点					100					基礎点	
総計					300					価格点	
										総合評価点	

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。